

## 関門トンネル回数券利用約款

(通則)

第1条 この約款は、西日本高速道路株式会社(以下「会社」といいます。)が管理する関門トンネルの回数券の販売、使用、払戻し等について適用します。

(販売券種)

第2条 本販売場所における販売券種は、以下のとおりとします。なお、代金の支払方法は、現金もしくは会社所定の方法に限定するものとします。

(単位：円)

券種	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
11 回券	1,100	1,600	2,100	2,600	4,200	200
60 回券	5,500	8,000	10,500	13,000	21,000	1,000
100 回券	8,800	12,800	16,800	20,800	33,600	1,600

(使用方法)

第3条 回数券は、1 券片をもって券面表示の車種に属する車両 1 台が通行 1 回に限り、券面表示の事項に従って使用することができます。ただし、通行料金(以下「料金」といいます。)の額に変更があったときは、会社が指定した期間に限り料金の変更前に販売された回数券を使用することができます。

(有効期間)

第4条 回数券の有効期間は、会社が有効期間を指定した場合を除き、回数券の販売日から料金の徴収期間の満了の日までとします。ただし、次の各号に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとします。

- 一 当該回数券が廃止されたとき。
- 二 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。
- 三 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第5条 次の各号に該当するときは、当該回数券は無効とし、これを回収します。

- 一 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。
- 二 券面表示事項がぬり消され、又は改変された回数券を使用したとき。

(通行の禁止)

第6条 会社が業務上必要があると認めるときは、回数券による通行を禁止することがあります。

(払戻し)

第7条 販売した回数券は、払戻しをしません。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 料金徴収期間が満了したとき。
- 二 第4条第1項各号に該当する事由が発生したとき。
- 三 利用者に、勤務地、住所、車種の変更又は廃車等特別な事由が発生したとき。

2 回数券の払戻しの額は、次式により算定した額とします。ただし、特に会社が指定した場合による払戻しについては、この限りではありません。

$$\text{払戻し額} = \frac{\text{当該回数券 1 冊当たりの販売価格}}{\text{当該回数券 1 冊当たりの綴り枚数}} \times \text{残存枚数}$$

(1 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1 円として計算します。)

(払戻し手続き)

第8条 回数券の払戻しを行う場合には、会社所定の手続きをしていただきます。

(払戻しの場所)

第9条 回数券の払戻しの場所は、関門トンネル下関料金所、関門トンネル門司料金所及び九州支社とします。

2 前項のうち、九州支社における払戻しは郵送による受け取りのみとし、後納振込みによる払戻しとします。

(手数料)

第10条 回数券の払戻しを行う場合は手数料をいただきます。ただし、現在販売していない回数券の払戻しについては、この限りではありません。

2 前項の手料金は、回数券の冊子 1 冊につき 110 円とします。(手数料には消費税を含みます。)この場合、既に使用が開始された回数券の冊子は、未使用の回数券の枚数にかかわらず 1 冊とみなします。

(特別な措置)

第11条 会社は、回数券の取扱いについて、会社において特別な事由が発生したときは、この約款の定めにかかわらず特別な取扱いをすることがあります。

(周知方法)

第12条 第3条ただし書、第4条、第6条、第7条第1項(第三号を除きます。)、第9条及び第11条に定める事由が発生したときは、関門トンネル下関料金所、関門トンネル門司料金所及び九州支社において必要な事項を掲示します。

(再発行)

第13条 回数券は、再発行しません。

附則

- 1 この約款は、令和元年 10 月 1 日から適用します。
- 2 この約款の適用の日の前日までに販売され、現に通用している回数券については、この約款に基づき販売されたものとみなし、この約款を適用します。

【払い戻し及びお問合せ先】

①関門トンネル下関料金所

所在地：〒751-0816 山口県下関市棕野町2-15-1

連絡先：083(222)8011

お問合せ時間：9:00~18:00

②関門トンネル門司料金所

所在地：〒801-0854 福岡県北九州市門司区旧門司1-6-5

連絡先：093(321)2877

お問合せ時間：9:00~18:00

③西日本高速道路(株)九州支社

所在地：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-15

連絡先：092(260)6111(代表)

お問合せ時間 9:00~17:00